

企業向け 障がい者雇用の手引き

本紙のデザインはJ O Bチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。

民間企業において雇用されている障がい者の人数は毎年増え続けています。

障がい者雇用について理解して一歩ずつ進んでいくことが、企業、障がい者のお互いにとって、とても大切なことです。

この手引きでは、障がい者雇用までの流れや相談機関の紹介、藤沢市の取組などをご案内します。

障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられています！

法定雇用率とは？

雇用する常用労働者に占める、手帳を取得している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるように義務付けがあります。現在、民間企業の法定雇用率は2.5%ですが、令和8年7月からは2.7%に引き上げられます。また、対象事業主の範囲も常用労働者40.0人以上から、常用労働者37.5人以上となります。

	令和6年4月～	令和8年7月～
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上



また、障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、次の義務があります。

- ・毎年6月1日時点での障がい者雇用状況のハローワークへの報告
- ・障がい者の雇用促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

障がい者を雇い入れた場合に受けられる助成金があります。

1

トライアル雇用助成金 （障害者トライアルコース）

就職が困難な障がい者を、ハローワークなどの紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成されます。

2

トライアル雇用助成金 （障害者短時間トライアルコース）

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者や発達障がい者について、3～12か月の期間をかけながら20時間以上勤務を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成されます。

3

特定求職者雇用開発助成金 （特定就職困難者コース）

障がい者などの就職困難者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

4

特定求職者雇用開発助成金 （発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がい者や難病患者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

詳しくは、神奈川労働局神奈川助成金センターにお問い合わせください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/joseikin-center.html



障がい者雇用の流れ

障がい者雇用をする上で、藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）や湘南地域就労援助センターなどの支援機関による様々な支援を上手に活用し、丁寧に進めることが大切です。雇用後も、就労支援機関や家族などと連携しながらスムーズな定着を目指しましょう。

①障がい者雇用の理解

ハローワーク藤沢や神奈川障害者職業センター、神奈川県障害者雇用促進センター、湘南地域就労援助センターなどの支援機関に相談し、仕事の内容や求人、助成金、雇用条件等について検討することが大切です。また、実際に障がい者が働いている場に見学に行くことや、自社で職場実習を行って障がい者雇用をイメージすることは重要です。藤沢市においても障がい者雇用促進の一環として「JOB チャレふじさわ（4面参照）」の見学を受け入れています。



②配属や業務の選定

社内で配属や業務の選定を行います。その際、神奈川障害者職業センターなどの支援機関に相談することもできます。

③受け入れ体制の整備

仕事内容や職場の理解、担当者を決めるなど、障がい者の雇用に必要な職場環境の整備を行います。



④採用

障がいの特性によって、選考時に試験内容や会場、時間帯等への配慮が必要なこともありますので、事前に確認しましょう。条件により、助成金の支給が受けられるため、ハローワーク藤沢に検討段階から相談しておくといでしょう。



⑤職場定着

採用後も本人が仕事内容や職場環境に慣れるためのサポートや、障がい者雇用の理解を深めるための社員研修などを実施するとよいでしょう。お互いにとって、より良い環境で働き続けるために定着支援は大事な観点です。困ったときは、支援機関への相談やジョブコーチ制度の活用なども一案です。



障がい者雇用に関連する支援機関(藤沢市を管轄する機関)

◎ 藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)

雇用管理上の配慮に関する助言や専門機関の紹介などを行っています。障がいのある方の求人申し込みも受け付けています。

〒251-0054

藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2 階

TEL 0466-23-8609

FAX 0466-25-4714

8:30~17:15(土日祝、年末年始を除く)

◎ 神奈川障害者職業センター

障がい者雇用に関するニーズの整理や支援プランの提案、職場適応援助者(ジョブコーチ)の派遣などにより、事業主支援を行います。

〒252-0315

神奈川県相模原市南区桜台 13-1

TEL 042-745-3131

FAX 042-742-5789

E-mail : kanagawa-ctr@jeed.go.jp

8:45~17:00(土日祝、年末年始を除く)

◎ 神奈川県障害者雇用促進センター

障がい者雇用の促進を図るために、企業支援(企業訪問、出前講座)及び就労支援機関支援(職業能力評価)を行います。

〒231-0026

神奈川県横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 5 階

TEL 045-633-6110

FAX 045-633-5405

8:30~17:15(土日祝、年末年始を除く)

◎ 湘南地域就労援助センター

雇い入れに向けた環境調整や雇用管理に関する助言などを行っています。障がいのある方の就労相談や就労後の定着支援も進めています。

〒251-0041

藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階

TEL 0466-30-1077

FAX 0466-34-5411

E-mail : syonan@denkikanagawa.or.jp

9:00~17:00(土日祝、年末年始を除く)



こんな支援もあります

◎ ジョブコーチ(職場適応援助者)

ジョブコーチ(職場適応援助者)は、障がい者の職場適応、定着を図るために国が実施している事業で、障がいの特性に配慮した雇用管理や職場内コミュニケーション、作業環境の整備、自立した作業遂行に向けた工夫などについて、企業の人事担当者や現場指導者、障がい者本人に助言や援助をします。

ジョブコーチの支援期間は標準で2~3か月で、支援終了後は企業の上司や同僚によるナチュラルサポートにスムーズに移行していくことを目指します。

問い合わせ

神奈川障害者職業センター

※詳細は上記参照

◎ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

精神障がいや発達障がいのある方の雇用については、一緒に働く周りの方の理解や配慮も非常に重要です。一般の従業員の方を対象に精神障がいや発達障がいについて正しくご理解いただき、職場における応援者「精神・発達障害者しごとサポーター」となっていたくための講座を開催しています。

神奈川県全域の大会議室や大きな会場で複数の事業所向けに行う集合講座や、企業を訪問して講座を実施する出前講座を行っていますので、ご興味のある方はお問い合わせください。

問い合わせ

集合講座：神奈川労働局職業対策課

TEL:045-650-2801

出張講座：ハローワーク藤沢専門援助部門

TEL:0466-23-8609 (47#)

藤沢市の障がい者雇用に関する取り組み

☆ JOB チャレふじさわの実施

市役所内で「JOB チャレふじさわ」を運営し、様々な障がいのある方を雇用することで、障がい者の採用から雇用後の配慮などについて事例収集を行い、情報発信を行っています。見学と体験実習も随時受け入れています。



業務の一例

- チラシなどの印刷・仕分け
- 通知などの封入封かん
- アンケート集計や文字起こしなどのパソコン入力



配慮の事例

- 休憩スペースを設け、体調不良時にすぐに休憩できる環境整備
- 定期面談の実施や毎日の業務日誌などでの状態把握

☆ その他の取り組み

●障がい者雇用促進企業訪問

障がい者雇用啓発のため、ハローワーク藤沢と連携し市内企業を訪問して、仕事の切り出し方や助成金等の説明を行っています。

●企業向け障がい者雇用セミナー

企業の方を対象に、障がい者雇用を進める上での課題等を解決する機会にさせていただきセミナーを実施しています。実施の際は広報ふじさわや藤沢市ホームページ等でお知らせしています。

●職場実習の受け入れ

特別支援学校などの生徒をはじめ、就労の希望のある障がい者の職場体験実習を受け入れています。

●湘南地域障害者ミニ面接会

ハローワーク藤沢で企業と障がい者の面接会を実施しています。詳細はハローワーク藤沢のホームページをご覧ください。

令和6年度障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈式



令和6年度感謝状贈呈事業所（敬称略）

株式会社 ジャトス

●障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈

障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業に対し、市から感謝状を贈呈しています。

参考資料

- ・障害者雇用のご案内～共に働くを当たり前に～

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

- ・障害者雇用を進めるためのポータルサイト「ともに歩む」ナビ

URL : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/c1/top_shougaisha_koyo.html



2025年3月発行

発行及びこの冊子に関するお問い合わせ先 藤沢市経済部産業労働課 労政担当

TEL : 0466-50-8222 FAX : 0466-50-8419 E-mail : fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp